

【農業振興地域整備計画（案）に対する意見書の提出について】

石垣市の住民（事務所を有する法人含む）は、縦覧期間満了の日までに石垣市へ意見書を提出することができる。（受理された意見書については、処理結果と共に再度公告します。）

○意見書提出の期間

縦覧期間内：令和7年7月1日（火）～ 令和7年7月30日（水）※土、日、祝日は休み

提出場所：石垣市役所 農林水産商工部 農政経済課

【農用地利用計画案に対する異議申出について】

縦覧された農用地利用計画案において、農用地区域内の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

○異議申出の期間、場所

令和7年7月31日（木）～ 令和7年8月14日（木） ※土、日、祝日は休み

提出場所 石垣市役所 農林水産商工部 農政経済課

○異議申出ができる者

縦覧に供された農業振興地域整備計画（案）の内、農用地利用計画（案）において農用地区域としている区域内の土地の所有者、またはその土地に関し法律上保護されるべき権限（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、抵当権、鉱業権等）を有する者。

○異議申出の内容

異議の申出に係る土地が農用地区域に含まれるか否かについて、利害関係を有する場合は異議の申出ができる。

○異議申出の方式

申出書には次の事項を記載する。

a 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

b 異議申出に係る農用地利用計画の案

c 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所

d 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

e 異議申出書の趣旨及び理由

f 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

g 異議申出の年月日

※なお代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申出をするときには、その資格を証明する書面を添付する事

(参考様式)

石垣農業振興地域整備計画の案への意見書

石垣市長 様

住所又は所在地： _____

氏名 又は法人名

及び代表者名： _____

職業及び職種： _____

連絡先： _____

意見書の提出に関する注意事項をすべて承諾し、下記のとおり意見書を提出致します。

記

土地の所在 ：

意見

【注意事項】

- 1、 電話や口頭での意見についてはお受けできません。必ず文書にて行ってください。
- 2、 石垣農業振興地域整備計画の変更案の内容に対してのみ、意見書を提出することができます。
- 3、 意見書の提出は、原則石垣市の住民及び石垣市に所在を置く法人等に限られます。
(上記以外の者から提出された意見書については、あくまで参考意見とさせていただきます。)
- 4、 意見書の内容を公表する場合があります。ただし特定の個人が識別しうる個人情報や財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際に該当箇所を伏せる場合があります。
- 5、 意見書に対し個別の回答は行いません。石垣農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を合わせて公告いたします。